

令和 7 年 1 月

定 例 教 育 委 員 会

新 庄 市 教 育 委 員 会

議案第 1 号

新庄市生涯学習センター使用料の減免に関する基準の一部改正について

新庄市生涯学習センター使用料の減免に関する基準（平成元年教育委員会公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 項中「小中学生」を「市内の小学校又は中学校（義務教育学校を含む。）に通学し、若しくは市外の小学校又は中学校に通学し、かつ、市内に居住する児童及び生徒（以下「市内の小中学生」という。）」に改め、「高校生及びこれに準ずる者」を「市内の小中学生以外の児童及び生徒並びに高校生及びこれに準ずる者」に改める。

提案の理由

新庄市生涯学習センター使用料の免除に関する基準について所要の見直しを行うため、提案するものである。

議案第 2 号

令和 5 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価について

(別添 令和 5 年度新庄市教育委員会事務事業の評価説明資料)